

平成 27 年 1 月 23 日

特許庁 審査業務部 商標課
商標審査基準室 御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産権委員会
商標専門委員会

「商標審査基準」改訂案（平成 26 年特許法等の一部改正対応）に対する意見

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件に関し、当委員会の意見を下記のとおり申し述べます。ご査収の上、よろしくご検討賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

音の要素（メロディー）のみからなる音商標の法第 3 条第 1 項第 6 号該当性について

「「商標審査基準」改訂案（平成 26 年特許法等の一部改正対応等）の概要について」によると、新しいタイプの商標の識別力について、「色彩のみからなる商標やメロディーのみからなる音商標については、原則として識別力を有しないこと」を改訂案に記載した旨明記されている。

この点、「色彩のみからなる商標」については、改訂案 34 頁に「色彩のみからなる商標は、第 3 条第 1 項第 3 号の規定に該当するもの以外は、原則として、本号の規定に該当するものとする。」との記載があり、第 6 号の規定に該当することが明確であるが、メロディーのみからなる音商標については、同様の記載はなく、同頁 11.(3)(イ)乃至(ニ)において、例示的に 6 号の規定に該当する音が示されているに過ぎない。

音の要素（メロディー）のみからなる音商標について、第 3 条第 1 項第 6 号該当性が不明瞭であるため、明確に記載いただきたい。

以上

【連絡先】 一般社団法人電子情報技術産業協会
知的基盤部 法務・知財グループ（阿部、大西、松尾）
T E L 03-5218-1059 e-mail : legal_ipr@jeita.or.jp